

【ご参考】赤ちゃんの駅について

1. 「赤ちゃんの駅」民間施設登録基準について

(1) 屋内において次のいずれかに該当する設備を有している。

- ・おむつ替台、ベビーベットその他これらに準ずるおむつ替え用設備
- ・授乳のできる設備（調乳用のお湯を提供する場合は、厚生労働省のガイドラインに基づきお湯を提供することができる設備）

(2) 次の全てに該当すること

- ・授乳のできる設備は、授乳している姿が他の人から見えない設備であること
- ・衛生面に配慮し、定期的に清掃を行えること
- ・赤ちゃんの駅の利用料は無料であること

2. ご利用対象者

赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則としておむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

以上